

# 複写禁止 複写禁止 複写禁止

様式第12号(第15条関係)

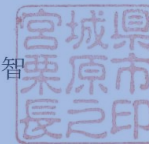
栗原市(環)指令第0179号

## 一般廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5  
氏 名 株式会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

栗原市長 佐藤 智



許可の年月日 令和6年4月25日

許可の有効期間 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

### 1 事業の範囲

事業の区分 : 一般廃棄物処分業 中間処分—造粒固化

一般廃棄物の種類 : 燃え殻、ばいじん

(これらのうちダスト類の含有量が1ng-TEQ/g以下の物に限る)

### 2 許可の条件

- 許可の区域は、栗原市全域とする。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及びその他関係する法令を遵守すること。
- 一般廃棄物の処分に当たっては一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。  
また、悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 一般廃棄物の処分業務の実績報告書を月別に作成し、翌月の5日までに栗原市長あて提出すること。
- これらに違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第1項及び第7条の4第2項により事業の停止又は許可の取消しをする場合もある。なお、同法第7条の4第1項に該当する場合は、許可を取消す。
- 申請に基づき許可した事業の範囲以外の一般廃棄物の処理業務を禁ずる。また、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに変更申請のうえ許可を受けること。
- 引き続きこの業を行う場合は、許可の有効期間満了1箇月前まで申請すること。

複写禁止 複写禁止 複写禁止